

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>③ 「沿岸域の総合的管理」の考え方について 基本計画案では、「沿岸海域及び関連する陸域が一体となった、より実効性の高い管理のあり方について検討し、適切な措置を講じる」として「沿岸域の総合的管理」において、具体的な施策方針を示している。 海の環境を捉えたとき、森—都市や農地—川—海の世界や生態系保全について、これまでの分断された施策の見直しを図り、基本計画案では、「土砂管理」「赤土流出防止対策」「栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復」「漂流・漂着ゴミ対策」「自然に優しい海岸づくり」など、問題解決に一体的な対策を推進しようとする考え方を評価したい。この中で、「・水生生物の適切な採捕と活用等による、陸域と海域を一体とした栄養塩類の循環システムの構築について、関係機関の連携の下、検討を行い、推進を図る」としている。 近年、海苔養殖海域では、河川からの水量・栄養塩類のバランスが崩れ、海苔の「色落ち」問題が多発している。また、藻場等の幼稚魚の育成場や、カキなどの貝類の養殖海域等においても、栄養塩類等の「海水」の変化が起因していると考えられる問題が発生している。このため、森—川—海を一体的に捉えた「栄養塩類の循環システム」構築に向けた検討にあたっては、漁業に適した海の状態＝「漁業用水」の考え方を重視した対策を講じる必要がある。 また、海洋汚染問題について、特に近隣諸外国からの「漂流・漂着ゴミ対策」、「船舶・タンカー事故による海洋汚濁防止対策」、「外国船の座礁事故による漁業被害救済対策」などに対処するための方策の検討と対策の確立が必要である。 さて、基本計画案における総合的な沿岸域管理の概念が、漁業にどのように関わるのかは明らかでなく、わが国においては、漁業が沿岸の利用に大きく依存している中で、「関係者の利用調整」という言葉のみで詳細には明らかにされていない。 わが国の海岸は、「津々浦々」と言われるように、無数の湾や入り江を有しており、この浦々毎に形成される沿岸生態系から多様な沿岸漁業が成り立っている。このため、沿岸環境へ影響を及ぼすような事業の実施に対しては、計画の立案から環境影響評価しさらにより良いものとして改善する過程が重要であり、沿岸域の総合的「管理」とは、単なる「管理制度」や「利用調整」のための「管理」の軸としてではなく、「地域共同体による沿岸資源管理」を構築してきたわが国漁業をどのような位置づけを行うのか、今後の検討や協議のプロセスや持ち方も重要な課題と考える。 なお、1992年のアジェンダ21以降、沿岸域の総合的管理について、国際機関における位置づけは、全体目標を「生物学的多様性と沿岸生態系の生産性を維持しつつ、沿岸資源に依存する人間共同体の生活質を改善すること」としている。具体的には「政府と共同体、科学と管理、セクターの利益と公共の利益と結びつけ、沿岸生態系及び資源の開発と保護のための総合的な計画を策定し実施する過程」としているところであり、単なる管理制度でなく「総合的な計画を策定する過程＝プロセス」として定義されているところである。 わが国における沿岸域の総合管理についても、国際的な動向も分析しながら、わが国特有の自然や生態系と利用の状況を考え、関係者間で総合的にそのあり方を慎重に検討していく必要がある。</p>	
76	第2部 9	33	<p>このような沿岸域を適切に管理するためには、<u>・管理すべき区域であること等を踏まえ、以下の施策を推進する。</u> ↓ このような沿岸域を適切に管理するためには、<u>・管理すべき区域であること等を踏まえ、漁業者、海洋レジャー関係者、地域住民等の幅広い参画により、「里海」を創生するという観点から、以下の施策を統合的に推進する。</u></p>	<p>「里海」は新しい概念で、今後、その重要性が高まると考え、その考え方の重要性を第2部1及び2に記述していますが、定義自体も確定しておらず、必ずしも社会的に定着したものではないことから、現時点では、第2部9に掲げる各種施策を推進する際の観点とする段階に至っていないと考えています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
77			<p>小・中学校学習指導要領の改訂について 現在小学校や中学校の学習指導要領を眺めると、「海」という文字が出てこない。だから小中学校では、その授業の中で海について触れないのである。 当然子供たちも海洋に対して興味を抱くことが少なくなる。このことが国民の海洋に対する意識を低くしてしまう源であると考え。是非とも学習指導要領を見直して、生命の源である海に関する記述を増やすことを検討していただきたいと考える。</p>	<p>新たな海洋立国を実現するためには、国民が海洋についての理解と関心を深めることは重要であり、学校教育においても、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしております。</p> <p>具体的には、例えば、小学校の社会科においては、第5学年において、「国土の位置」の学習の中で、日本の周りの海について地図帳などを活用して調べる学習を行ったり、海洋に関する産業である「水産業」について学習する中で、水産業の果たす役割や、主な水産物の漁獲量や主な漁港などの分布、水産業に従事している人々の工夫や努力などについて調べる学習を行っております。</p> <p>中学校の社会科においては、地理的分野において、日本の周辺の海や海岸、海流、海溝、大陸と海洋の分布などについて、地球儀や地図を活用しながら学習を行ったりするとともに、公民的分野において、「国家間の相互の主権の尊重と協力」について学習する中で、領海、領土、領空などについて学習することとしており、教科書では、公海や経済水域などについても具体的に取り上げられているところです。</p> <p>また、高等学校の理科においては、「地学」などにおいて、海洋の現象や観測方法などに関する科学的な知識等について学習することとしております。</p> <p>さらに、地域の実情等に応じて、総合的な学習の時間等を活用して、環境教育の一環として、海的环境について自ら調べたり体験したりする学習も展開されているところであり、今後とも学校教育において海洋に関する教育が適切に行われるよう努めてまいります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
78			<p>学校教育法及び関係法規の改正について</p> <p>- 海洋に関する教科の設立 現在学校教育法施行規則別表では、教科「水産」の科目を定めている。これに基づき高等学校の学習指導要領では、水産の各科目の内容を定めている。 もともと「水産」は産業として成り立つものを扱って来た。日本が戦争に負けて国民のタンパク資源を確保するために生まれて来たのが水産高校である。このときの考え方から教科「水産」は脱却できていない。産業として成り立たない部分も扱わなければ、真の海洋理解は不可能であろう。水産の枠を外し、新たに「海洋」として教科を立ち上げないと、海洋に対する教育はおざなりになってしまう。水産の枠で物を考えるのではなく、新たに「海洋」を考える必要がある。水産の中で海洋を捉えるのは限界があるのだ。現在の海洋基本計画(原案)では、教科「水産」の学習指導要領の見直しを行う旨の記述があるが、それだけでは不十分と考える。 海洋利用の一部に水産業があるのが普通であって、「水産が海洋を含む」という理解はあり得ない。海洋学の一部が水産学なのである。教科「水産」ではなく、「海洋」という教科の新設が必要と考える。従来の「水産」はこの先も変わりなく開設する必要がある。日本にとって水産業の役割は重要であり、教科の継続の必要は絶対である。しかし、水産の中で海洋全てを扱いきれるものではない。海洋学は、その対象となる範囲はあまりにも広すぎる。教科「水産」で取り扱う内容は既に確立されている。水産で扱いきれない内容があまりにも多いのが今の現実であり、その現実を無視して学習指導要領の見直すことは難しいのではないか。 教科「水産」の授業を高校で担当するは、原則的には「水産」の教員免許状を持った教員となる。この教員免許状を持っている教員は、普通高校にはほとんど存在しない。従って、高等学校で海洋に関する教育を教科「水産」の範疇で扱おうと考えると、現実的にそれが行えるのは水産高校のみとなり、普通高校等では難しくなってしまう。これでは海洋に関する教育が国民に広く行き届くことは無理となる。海洋に関する新しい教科を設立し、その該当する教員免許の対象を広げることが必要となる。 学校教育に関する諸法規等の改正を視野に入れた戦略を描くべきと考える。</p> <p>- 国家戦略をもった人材の育成 教育について考えるとき「育てるべき人物像」を描くことが重要になる。人物像を想定し、そのためにはどのような方法をとるべきかを考え、学校での学習内容を想定することになる。「新たな海洋立国を支える人材の育成」のためには、この視点を欠くべきではない。しかし、基本計画(原案)には、この視点が明確になっていない。必ずしも計画の時点で詳細を記す必要もないが、日本にとっての将来を見据えた海洋戦略をある程度前提として人材育成は行うべきであろう。教科「水産」の学習指導要領の見直しとこのあたりが自分の中ではあまりシंकロしない。海洋戦略を考えるプロジェクトチームが設けられ、その中で人材育成にまで言及した戦略が練られることを期待したい。</p>	<p>教科「水産」では、現行の学習指導要領においても、海洋に関する教育の重要性に鑑み、教科の目標に海洋を明記し、環境や海洋関連産業への対応にも配慮しているところだ。次期学習指導要領の改訂に向けて、中央教育審議会で精力的な議論がなされておりますが、平成20年1月17日の「幼稚園、小学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」においても、これまで以上に海洋の内容を取り入れる旨の記述がなされており、現在、本答申を踏まえ、学習指導要領の改訂作業を行っております。なお、科学的探究についても、海洋を幅広く科学的にとらえる能力や態度を育てることを重視し、科目「水産海洋科学」を新設することが提言されております。</p> <p>また、各水産高校においては海洋に関する学校設定科目を設定し、地域、学校及び生徒の実態等に応じた教育活動を行っているところだ。</p> <p>普通科については、学習指導要領において、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮することとしており、各学校の判断によって履修できるようになっております。</p> <p>また、新たな海洋立国を支える人材の育成に関しては、多岐にわたる分野につき総合的な視点を有して事象を捉えることのできる幅広い知識や能力を有する者を育成していくことが重要であると考えており、この旨基本計画に記述しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
79			<p>水産高校実習船の有効利用について</p> <p>－ 船の多目的利用 現代社会において様々な社会問題が出現する度に、それが教育問題として着目される。人間の耐性の虚弱化が指摘され、その度に学校教育での取り組みが提言される。乗船教育は集団性を養うには最高の教育環境であり、都会育ちの子どもたちに大自然の美しさ・すばらしさを体感させるのに最高の環境である。しかし現状では、そのすばらしさを実感できるのは水産高校の一部の生徒達に限られてしまっている。 我々は、このすばらしさを多くの人達に知ってもらいたいと、実習船を利用した「体験乗船」等を企画したいが、“法律の壁”がそれを妨げている。水産高校では生徒に海技士資格を取得させるために乗船履歴をつけさせているが、体験乗船を行うために船舶の資格変更を行うと乗船履歴がつかなくなってしまうのである。 この辺り、法律の改正を強く望むところである。 また最近の改革で、大学も短期間である程度の研究成果をあげなければならず、そのため基礎的な実験データの収集が難しくなっているという。データの収集なら水産高校の実習船も協力できる場所はあるはずである。こうした連携はどんどん進めるのが日本の国益のためであると確信しているが、こうしたことすらも実際に行おうとすると横槍が入る。こうした海洋に関する研究やデータ収集を前面に押し出した実習船利用を打ち出したところ、「船員養成のために実習船の建造補助金を出しているのだ。」と文部科学省の担当に言われてしまった。法律等では何の問題もないはずと思っていたら、文部科学省の担当官の考え方だけでこれを否定されてしまった。 計画原案にある「高等学校の実習船等の整備を推進する」だけでは、海洋教育への実習船の利用はままならない。現実とは異なるのだ。こうした部分も原案で加筆を願いたい部分である。船位養成は必要である。国家的命題であるからこれを廃止してはならない。しかしそれが全てではないと考える。船舶を用いた海洋に関する新たな教育の方向性を探ることの可能性を殺して欲しくない。</p> <p>－ 燃料費の高騰 現在の重油価格の高騰は、生徒の教育にまで影響を及ぼしている。価格が高騰して船舶の運航計画を著しく圧迫している。予算的補助を含めた記述をお願いしたい。各県の努力だけに押しつけるのでは、この先一步も前進することはできない。効果の高い乗船教育プログラムを用意しても、それを実践できないことになる。在校生と以外にそれを広げようとするとき、一番のネックは費用の問題なのである。</p>	<p>水産高校における教育においては、実習船を用いた実践的な教育は極めて重要です。そのため、全国の多くの実習船が、ほぼ年間を通じて、水産や海洋実習のために使われているところ。なお、実習期間以外には、地方自治体や学校の裁量において、実習に支障がない範囲で、国民の海洋への関心を高める重要性に鑑み、小中学生あるいは親子体験乗船等にも活用されているところ。また、現在でも、実習船では各種の調査を実施しているところ。例えば、操業実習で得た漁獲データは、水産庁を通じて関係研究機関で活用され国際会議への科学的データに生かされている他、気象庁や海洋研究機関（官学）への水温や塩分濃度等の海洋データを提供しております。</p> <p>学校の燃料費を含む光熱水料については、地方交付税算定の基礎となる単位費用に積算されているとともに、寒冷地域については補正により割増しされていると承知しております。地方交付税の算定に際しては、物価の上昇などの予備的な要素が積算されており、追加的な財政需要が生じた場合にも対応が可能となっており、各地方公共団体におかれては、これらを踏まえて対応いただくことになると考えています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
80			<p>水産高校施設の有効利用について</p> <p>現在の日本において海洋に携わる教育を実施しているところは多い。各地で活動しているボイスカウト等では、子供たちに海洋を通じた様々な体験教育を施している。しかし、全国を通じて一律の一元化した海洋での教育を実施しているのは水産高校であろう。この水産高校の施設を有効利用しない手はない。全国各地に存在し、海に精通するスタッフも揃っている。手始めとして水産高校を有効活用するのが早道である。またそれが一番現実的なのではなかろうか。</p> <p>水産高校は、海洋を有効利用する教育のノウハウを持っている。しかし、法律の壁やそのための予算を持たないために、それらを実行できないだけなのである。</p>	<p>水産高校における教育においては、実習船を用いた実践的な教育は極めて重要です。そのため、全国の多くの実習船が、ほぼ年間を通じて、水産や海洋実習のために使われているところです。なお、実習期間以外には、地方自治体や学校の裁量において、実習に支障がない範囲で、国民の海洋への関心を高める重要性に鑑み、小中学生あるいは親子体験乗船等にも活用されているところです。また、いくつかの水産高校では、小中学校との連携を通じて、水産・海洋教育の普及に努めているところであり、それ以外の施設についても、現在、地方自治体や学校の裁量において、実習に支障がない範囲で使われております。なお、この際は、小中学生の安全の確保が必要となります。</p>
81			<p>海洋高校の設立</p> <p>「18文科施第191号」通知というものがある。これによると実習船について「高等学校に(の)水産に関する学科における生徒の乗船実習のための実習船の建造を行う事業とする」という記載があり、文科省によれば、「水産学科でなければ実習船の建造は認めない」という見解が示された。現在の学習指導要領では産振基準で「学科名で指定しない」ようになっているのにもかかわらず、認めないというものであった。</p> <p>中身が伴う全国初の海洋高校の設立は頓挫することになったのである。神奈川県ばかりではない。東京都においても水産の学校を改変して国際科の学校が設立されたが、同様に代船建造の予算はつかないままになっている。船舶を利用した新たな海洋教育の可能性を探ることは、現在では不可能な状況になっている。</p> <p>どんなに海洋についての計画を提言しても、文部科学省の見解が変らぬ限り、学校現場は変わることができない。この辺り、計画原案に盛り込んでいただきたいと強く願う次第である。</p> <p>文部科学省には省としての立場があり、水産だけを特別に扱うことが難しいことは理解できる。しかし、だからといってこのままではいくら基本計画が発表されても何も変わらない。我々だけで改革することは難しいのである。計画(原案)の教育についての記載をもう少し明確にし、根治治療を実践できるように加筆されることを強く願う次第である。</p>	<p>実習船については、「高等学校に(の)水産に関する学科における生徒の乗船実習のための実習船の建造を行う事業とする」となっており、それ以外の学科が実習船を建造する際、国が補助することはできません。なお、教科「水産」については、これまでに以上に海洋の内容を取り入れる旨の中央教育審議会答申に基づき、現在学習指導要領の改定作業をしております。また、海洋に関する学校設定科目を設定し、地域、学校及び学生の実態等に応じた海洋教育活動を実施できるようになっております。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
82			<p>お金がかかってでも、なるべく多くの生徒が、海にふれさせられることを臨みます。各県とも、お金がかかる、実習船は減らし、水産高校自体も総合高校として、細々にお金のかからない教室での授業となっております。教室での授業では、海のことはほとんど解りません、やはり体験させることができるようにしたいです。</p> <p>ヨットは、一度海に出てしまえば、何か必要な物を後で調達することはできず、壊れても自分で対処しなければなりません。また、水も限られた物しかありません。このように、ヨットは、計画的に、また、どこに行っても何でも手に入る世の中で、このような体験はなかなかできません。また、仲間も、重要です。自分が嫌いな相手でもうまくやっていると行けません。自分が舵を握っているときは、他の人の命も預かっています。水も自分の物ではありません。みんなの物です。自分のことだけ考えていたら良いということではなく、常に他の者を意識しなければ行けません。自然もそうです。このように常に周りを見ていかなければならない環境は、子ども達にとっては非常に重要だと思います。</p> <p>海に面している各都道府県は必ず海洋教育をする施設を入れるようにしてください。あと、漁業後継者もほとんどいないというのが現状です。</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。</p> <p>また、漁業後継者の育成については、海洋産業における人材の育成、確保として、第2部8(1)ウにおいて記述しています。</p>
83			<p>海洋レジャーは機材が高すぎです。機材を安く貸せる施設・講習できる施設があるのが望ましいです。</p>	<p>海洋レジャーについては、第2部8において、地域活性化の視点から必要な取組を推進することとしています。なおご意見に関しては、民業に係る内容と考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
84			<p>人と海との関わりには四つの刺激と四つの反応があるといわれます。それらが海洋文化の大きな枠組みと考えられています。まず、海は食糧供給源として存在します。それが経済という反応になり、漁撈文化が育ちました。次に道としての海があります。交易という反応です。いわゆる海運文化です。さらに権力手段としての海。そこには政治的な反応が生まれ、それが海軍の文化につながっていきました。そしてそれらの基層を成す、海を体験するという刺激があります。芸術や知識、信仰などの世界にそれがつながりますが、それを私は「海洋芸術文化」と名付けました。</p> <p>日本は言うまでもなく海洋文化の国です。漁撈、海運、海軍（自衛隊や海上保安庁も含む）に関しては世界でも類を見ないほど成熟した国でしょう。そしてようやく海洋基本法ができ、国家としても海洋国家としての機能が持てるようになったと思います。</p> <p>ところが上記のうちの、海洋芸術文化に関しては、大いに抜け落ちてます。かつては葛飾北斎に代表されるような、世界的な海洋絵画の世界もあり、非常に成熟した海洋芸術文化がありました。明治以降の政府の価値観は、それをどこか無視してしまいました。戦後の政府においてもその流れは続き、30年ほど前からは子供たちが自由に海で遊ぶ環境さえ消えていきました。海の体験のない日本人が増え、今やほとんど海の体験なくして大人になっているのが実情です。</p> <p>今回の原案で提起されるものは、まさにその海洋芸術文化からの視点が足りないように感じます。人と海との関わりを順番に考えると、まずは海の体験（海洋芸術文化）から始めなければなりません。それから食糧（漁撈文化）が来て、海運文化になり海軍の文化となる気がします。この順番が重要だと思えます。</p> <p>海洋芸術文化は、もっと具体的に考えるなら、科学の中でも海洋哲学や海洋歴史学、海洋考古学など人文系の科学や教育なども含みます。また海洋レクリエーションやスポーツ、さらには海洋観光産業なども含まれるでしょう。いわゆる文系の世界です。日本の海洋教育機関はこれまで、理系の教育がほとんどでした。そこにあるべき日本独自の海洋哲学という視点が抜けていました。日本独自の海洋哲学は、ほとんど理解されていませんが、人類が太平洋へと拡散していった過程、その後の海との関わり、そんな流れから生まれたものだと思います。近年、太平洋への人類拡散の出発地が、日本列島も含むという学説が生まれています。ポリネシア人の祖先であるラピタ人、その彼らの出自は東アジアの沿岸地域、つまり日本列島も含めた沿岸ではないかと考えられるようになりました。そして人類が最終的に発見したところが、ハワイでありニュージーランド（アオテアロア）です。</p> <p>近年、私は東京海洋大学との関係が深まり、フォーラムやセミナーなどで講演したりしております。今年は非常勤の講師としてシーカヤックの授業も行う予定になっています。シーカヤックの歴史も含め、実際に海と接触することで教育を行おうという趣旨です。</p> <p>東京海洋大学は、東京商船大学と東京水産大学が統合されたことで生まれましたが、これまでの教育方針をそのまま踏襲することはできず、新しい価値観のもとでの教育が必要になっています。そこに海洋芸術文化が貢献できるはず。学内ですでに海洋芸術学という学問が模索され始めています。</p> <p>昨年（2007年）、奇しくも海洋基本法が生まれた年に、ハワイから古代の航海術を使って、一艘のカヌーが日本へと航海してきました。太平洋に残っていた古代の英知。それが古代航海術です。70年代からハワイではその航海術の復興が始まりました。その航海術を唯一残していたのは、日本の南隣にあたるミクロネシアのカロリン諸島です。そこから学んだハワイ人たちは、現代にも通用する古代式の航海術を復活させました。そしてそのカヌーはハワイ州の</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、海洋に関する芸術や文化の視点も含めて様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
			<p>州宝になり、ハワイ文化をかりうじて救った日系移民への感謝を込めて日本列島へと航海してきました。そのカヌーはボヤージングカヌー（航海カヌー）と呼ばれる双胴の帆走カヌー。名前はハワイの天頂を夜毎通過するアルクトウールスのハワイ語である「ホクレア」と名付けられています。ホクレア号はすでに30年以上、ポリネシア全域を古代式航海術で航海してきました。そして人類が太平洋へ拡散していった時の技術が解明されました。そして、そのカヌーが日本へとやって来たのです。</p> <p>このホクレア号の偉業によって、現在南太平洋の全域でカヌールネッサンスという動きが起っています。古代太平洋民族の英知を思い出すことで、西洋人に駆逐される以前の海洋文化が甦り、今の地球環境の悪化、特に温暖化に対応する価値観を現代人に教えています。もはや大陸で培われたような価値観では、温暖化対策はほとんど不可能な気がします。それこそ原案にもあるような「里海」の考え方。それこそが日本独自の海洋哲学の一端なのかもしれません。それを理解するには、西洋からの知見では難しい。自分たちの足下にある日本の海洋芸術文化にこそ目を向けなければ、次の時代を担う子供たちに海洋の魅力は伝わらない。そう考えます。</p> <p>私は、ホクレア号の日本航海に関し、98年から関わってきました。ホクレア号が日本に来る意義、それを日本側から探してきました。そして、この10年で学んだこと、それが日本に独自に発達し、いまだに残る日本列島の、それをヤポネシアと呼びますが、そのヤポネシア的海洋文化を原点にすることが、重要だと思います。</p> <p>海によって人が育つには「涵養」という言葉が使われます。自然に水がしみ込むように時間をかけて養い育てなければなりません。海洋教育にはその涵養の精神が必要です。海洋文化が生まれてきた背景、そこには数千年の手漕ぎの文化があります。いわゆるカヌーの文化です。しかし、現代の海の衆は、その手漕ぎの文化を知らずに海へ出ています。</p> <p>ということで、海洋教育の世界とカヌー文化の世界がつながることで、次世代の海洋従事者が増え、健全な方向へと進む。そんな内容が基本計画の中にあっても良いのではと、思います。</p> <p>さらには、古代式の航海カヌーを建造し、それを教育に使う。現実に古代の航海術でカヌーによる航海を行うなど、ハワイで実際に行われている方法を取り入れることで、次世代の日本人は大きく変化すると思われます。そんな方向性も基本計画には期待します。</p>	
85	第2部 9	33	<p>P33 22行目 9 沿岸域の総合的管理 の11行目</p> <p>(原文) 沿岸域は・・・・様々な利用が輻輳している区域でもある。 このような沿岸域を適切に管理するためには、沿岸域が陸域と海域を一体的に扱うべき区域であること、多様な用途に供される区域であること、様々な事象が相互に関連するため全体を一体的に捉える視点に立った上で適切な状態を保つよう管理すべき区域であること等を踏まえ、以下の施策を推進する。・・・・</p> <p>(修正文) 沿岸域は・・・・様々な利用が輻輳している区域でもある。 このような沿岸域を適切に管理するためには、沿岸域が陸域と海域を一体として「里海」を創生していくべき区域であること、多様な用途に供される区域であること、様々な事象が相互に関連するため全体を一体的に捉える視点に立った上で適切な状態を保つよう管理すべき区域であること等を踏まえ、以下の施策を総合的に推進する。・・・・</p>	<p>「里海」は新しい概念で、今後、その重要性が高まると考え、その考え方の重要性を第2部1及び2に記述していますが、定義自体も確定しておらず、必ずしも社会的に定着したものではないことから、現時点では、第2部9に掲げる各種施策を推進する際の観点とする段階に至っていないと考えています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
86	第3部 1	42	p42 3行目 海洋基本計画に掲げる諸施策については、 <u>参与会議の意見等を踏まえつつ、5年以内に達成すべき具体的な政策目標とその実現のためのアクションプランを策定し、必要に応じて実施内容の見直しを行う。</u>	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
87	第2部 1	15	p15 9行目 ・・重要である。また、我が国周辺海域に存在されると見込まれる各種の海洋資源について、 <u>その産業化可能性を含めた基礎情報の調査、マッピングが急務である。賦存量のマッピングにとどまらず、その産業化可能性の評価が重要であり、その評価基準の検討を含め、早急にこれに取り組むことが必要である。このため、関係府省の連携の下、関係機関、有識者等の意見を踏まえつつ、現況把握、海洋調査に必要な原資の評価、年次計画の策定等についての計画を策定する。</u>	国が行う海洋資源の調査は、将来の産業化（商業化）の可能性を探るために行われるのは当然であることから、あえて明記する必要はないと考えます。なお、現在の状況からは、今後5年以内に経済評価を行いうる十分な情報が収集するのは難しいと考えます。
88	第2部 1	17	p17 6行目 開発に伴う環境への影響の評価技術の確立、海洋環境調査、採鉱技術の開発・適用等、将来の商業化に向けた技術開発・経済性評価等を計画的に推進する。	海底熱水鉱床については、まず資源量と海底環境の調査をしっかりと行うのが先決であり、その結果に基づき十分な経済性評価を行い、商業化が可能と判断された上で、採鉱技術の開発に着手すべきと考えます。現在の状況からは、今後5年以内に経済評価を行いうる十分な情報が収集するのは難しいと考えます。
89	第2部 1	17	p17 8行目 これまで得られた試料の分析を踏まえつつ、 <u>製錬技術の開発等</u> 必要な調査を推進する。	コバルトリッチクラストについては、EEZ内においてまだ十分な資源賦存状況調査も行われていない状況であることから、製錬技術の開発等よりも、まず資源量調査に注力すべきと考えます。
90	第2部 3	21	p21 9行目 <u>短期的な商業化が難しいものも存在する。</u>	石油・天然ガスについてはすでに商業化されていることを踏まえて修正します。
91	第2部 3	21	p21 29行目 <u>採鉱技術等の開発・適用を行う。</u>	「検討を行う」のみでは不十分であることを踏まえて修正します。
92	第2部 3	21	p21 31行目 これまでに得られた試料の分析、 <u>製錬技術の基礎的検討等</u> を踏まえ調査・開発のあり方を検討	コバルトリッチクラストについては、EEZ内においてまだ十分な資源賦存状況調査も行われていない状況であることから、製錬技術の開発等よりも、まず資源量調査に注力すべきと考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
93	第2部 1	16	p16 21行目 また、このような基礎物理探査等から得た成果については、 <u>国が一元的に管理を行い、民間企業・大学・研究機関が有効利用できるような情報公開のシステムを整備する。</u>	大学・研究機関に対し適切な情報開示を行うべきことは当然であるので、基本計画中の他の海洋調査に関する部分でも記述していません。第2部1(2)の趣旨は、海洋のエネルギー・鉱物資源の探査・開発から商業化に至る国と民間企業の基本的な関係を説明することにあります。
94	第2部 1	16	p16 21行目 ・・企業に引き継ぐ。また、 <u>大水深海域での商業規模の油ガス田の探査・開発は、日本の海洋技術の進歩と海洋産業の育成に大きく貢献する。水深1,000m規模の油ガス田の探査・開発を行う民間企業に対して税制上のインセンティブを与えるような施策を実施して、大水深開発を促進する。</u>	海洋で資源開発を行う企業に対して国が支援を行うべきであるとの趣旨は、第2部3(2)イにおいて「海洋におけるこれらの企業活動に対する国の関与のあり方についても検討し、早期に適切な措置を講ずる」と記述しています。なお、税制を含め具体的にどのような支援が最も適切かについては、今後の検討課題と考えます。
95	第2部 1	16	p16 29行目 将来の商業生産に必要な技術開発等を計画的に推進するとともに、 <u>その商業化までのロードマップを提示する。また、メタンハイドレート資源開発の実現に向けては、実際のフィールドでのガス産出試験による技術検証が最重要課題である。ガス産出試験には多額の研究資金を要することから、他国との国際共同研究の推進、そのために必要な人材の確保・育成を検討する必要がある。</u>	メタンハイドレートに関し、「ロードマップの提示」については、第2部3(2)イにおいて「同計画においては、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。」と記述しています。また、「実際のフィールドでのガス産出試験」については、第2部3(2)イにおいて「平成21年度から次の研究段階に移行し、周辺海域における海洋産出試験等の実施により将来の商業化実現を目指す。」と記述しています。なお、国際共同研究を含め具体的にどのように開発を進めるかについては、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」において定められる予定です。
96	第2部 3	21	p21 36行目 ・・策定する。同計画においては、 <u>海洋エネルギー・鉱物資源開発の長期ビジョン、ビジョンの実現へ向けての技術課題・技術ロードマップ・導入促進施策を作成し、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。</u>	ご意見の趣旨は、その直後に「目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等について極力具体的に定める。」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
97	第1部 1	6	<p>p6 8行目 しかしながら現状においては<u>現在の時点で漁業の対象としている水産資源</u>の状況は</p>	<p>「今後、世界人口の増加、各国の経済発展に伴い、世界的に食料資源…が増大すると予想される」と記述しているように、ここでは食料資源について記述していることから、現在の時点で漁業の対象としている水産資源について記述していることは明らかです。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
98	第1部 1	6	<p>p6 22行目 <u>さらに、我が国周辺海域には膨大な未利用生物資源が残されており、これらの開発も重要な課題となっている。また、水産資源の回復措置</u></p>	<p>第1部1は、海洋の開発・利用と海洋環境の保全との調和について記述する箇所であるため、ご指摘の点をこの箇所に記述することは不相当であると考えます。 なお、未利用水産資源については、第2部3(2)アの「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針」の中で記述されています。 (参考)海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針 第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進に関する事項 3 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項 (2) 未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁具・漁法、処理加工技術等の開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。</p>
99	第1部 1	7	<p>p7 5行目 <u>鉱物資源、海洋深層水、波力・・・</u></p>	<p>(ご意見の箇所は、p7の5行目には存在しません。以下は、p6の5行目の間違いと考えた上での記述です。) 海洋深層水の取水については技術的に確立しており、既に民間企業により様々な活用が図られていると認識しています。</p>